

令和6年4月23日

土木部監理課 入札・契約G

担 当 新田

内 線 5023

外 線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 里谷組 輪島市塚田町2-14

2 指名停止期間

令和6年4月23日 から 令和6年5月6日 まで (2週間)

3 指名停止事由

令和6年4月8日、奥能登土木総合事務所発注の「二級河川鳳至川 応急工事」において、下請業者が重機（バックホウ）で大型土のうを荷下ろし作業時、バランスを崩して重機が河川側に転倒し、操作していた作業員が負傷した。

穴水労働基準監督署は、令和6年4月12日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内